

作州津山商工会「空き家バンク」設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、作州津山商工会エリア内における空き家の有効活用を通じて定住促進による地域活性化を図るため、作州津山商工会「空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号の定めるところによる。

- (1) 作州津山商工会「空き家バンク」とは、岡山県津山市（旧勝北町、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町）・岡山県勝田郡奈義町に存する空き家等（以下「物件」という。）を所有し、その提供を希望する者等（以下「提供希望者」という。）に関する情報の登録及びこの制度を利用し、作州津山商工会エリア内への定住等を目的として、空き物件の利用又は購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する情報の登録を通じて、提供希望者及び利用希望者に対して有効な情報を提供する制度をいう
- (2) 空き家とは、現に居住用として利用されていない（利用しない予定のものを含む）家屋をいう
- (3) 所有者等とは、当該物件に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう

(運用上の注意)

第3条 この規程は、「空き家バンク」以外による物件の取引を規制するものではない。

(物件の登録申込み等)

第4条 「空き家バンク」へ物件を登録しようとする提供希望者は、作州津山商工会「空き家バンク」登録用紙（様式第1号）を提出し、覚書（様式第2号）を締結するものとする。

- 2 会長は、前項の規程による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、作州津山商工会空き家データベース（以下「空き家データベース」という。）に登録しなければならない。
- 3 会長は、前項の規程により登録したときは、その旨を当該提供希望者に通知するものとする。
- 4 会長は、第2項の規程による登録をしない物件で、「空き家バンク」によることが適当と認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等データベースに係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規程による登録の通知を受けた提供希望者(以下「物件提供者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を会長に届けなければならない。

(空き家の登録の抹消)

第6条 会長は、当該物件に係る所有権その他権利に異動の届出があったとき、又は物件提供者から空き家データベースからの登録抹消の届出があったときは、当該物件のデータを抹消するとともに、その旨を当該物件提供者に通知するものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、作州津山商工会「空き家バンク」利用登録申込書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規程により登録の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当している者、作州津山商工会空き家利用希望者登録データベース(以下「利用希望者データベース」という。)に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在することにより地域の活性化に寄与する者
- (2) その他会長が適当と認めた者

3 会長は、前項の規程により登録したときは、その旨を当該利用申込者に通知するものとする。

(利用希望者データベースに係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規程による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を会長に届出なければならない。

(利用希望者の抹消)

第9条 会長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースから当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 情報の利用目的が第7条第2項に該当しないこととなったとき
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき
- (3) 利用希望者データベースからの登録抹消の届出があったとき
- (4) その他会長が適当でないとして認めたとき

(情報の提供)

第10条 会長は、必要に応じて利用登録者に対して、空き家データベースに登録さ

れた有用な情報を提供するものとする。

- 2 会長は、必要に応じて空き家データベースへ登録された情報（物件提供者の承諾のある個人情報を除く物件情報に限る）についてインターネット等を通じて広く提供するものとする。
- 3 会長は、物件提供者及び利用登録者が行う、物件に関する交渉並びに売買契約及び貸借契約については、直接これに関与しない。

（その他）

第 11 条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。